

令和6年2月6日

共 産 党

## 学術会議の法人化の見直しを求める意見書（案）

政府は、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」がまとめた中間報告を踏まえて「日本学術会議の法人化に向けて」という方針を決定した。学術会議は、創立以来、日本の科学振興の必要から「国の機関」と位置づけられるとともに、「学問の自由」にもとづき独立性が保障されてきた。今回の決定は、「学問の自由」を脅かす重大な内容をもっていると、強い懸念の声が上がっている。

方針では、主務大臣が任命する外部の有識者で構成される日本学術会議評価委員会を設置し、中期的な計画の期間ごとに評価を行うとし、主務大臣が任命する監事が業務、財政などを監査するとしている。また、会員選考に意見を述べる選考助言委員会や運営の重要事項に意見を述べる運営助言委員会の設置が義務付けられている。これらの委員会の設置によって学術会議の政府からの独立性を失うことになる。

学術会議の運営は国庫の負担によってきたが、政府は法人化による「財政基盤の多様化」を打ち出している。これによって企業から資金を得やすくなるなどの説明を行っているが、これは学問の自由が、企業の意向により歪められる道を開くことになる。学術会議は特定の企業などから中立である必要があり、そこから対価を求めることは、不適切であり、学問の自由を損ねるものである。

政府による見直しに対して、学術会議は令和3年の総会決議で、法人化には解決すべき様々の問題があり、現在の国の機関としての形態はその役割を果たすのにふさわしいとの見解をしめしたが、この度の中間報告では学術会議の意向を全く無視したものとなった。

学術会議は「科学者の総意の下に」設立された「科学者の代表機関」であり（学術会議法）、あり方の見直しは、学術会議の合意のもとに行うべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、学問の自由を損なう学術会

議の法人化に向けた方針を撤回し、あり方の見直しは学術会議との合意のもと行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣府特命担当大臣 宛